

「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見

2016年（平成28年）9月8日  
日本弁護士連合会

消費者庁は、2016年（平成28年）8月10日、「消費者団体訴訟制度の実効的な運用に資する支援の在り方に関する検討会報告書」（同年6月30日）を受けて、「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」、「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」及び「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」を公表し、これらを意見募集に付した。

当連合会は、これまでも広く消費者の利益の擁護を目的とする消費者団体訴訟制度の実効的かつ持続的な運用の観点から、同制度の担い手である適格消費者団体及び特定適格消費者団体（以下、両者を「適格消費者団体等」という。）に対する認定、監督等及び支援の在り方について意見を述べてきたところであるが（2015年5月7日付け「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」報告書に対する意見書等）、今般、公表された内閣府令（案）等は、適格消費者団体等の実務に直結する具体的な変更を伴う内容であることに鑑み、以下のとおり、意見を述べる。

1 「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見

(1) 消費者契約法施行規則8条2項について

① 意見の趣旨

議事録を公開対象から除外したことには一定の評価はできるが、議事録の提出を不要とすべきである。

② 意見の理由

議事録が公開対象であることから、議事録の提出に際しては相手方事業者名等のマスキングを行う必要があり、適格消費者団体にとって多大な事務負担となっている。そのため、本改正により議事録が公開の対象外とすること

により当該事務負担は軽減されることとなる。そのため、現行規定に比して改善されるという点では評価できる。

しかし、そもそも議事録の提出は消費者契約法14条2項4号の体制整備確認書類として現行の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」2(3)ウで「例えば」として記載されているにすぎない。さらに、特定適格消費者団体については、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下「特例法」という。)66条2項4号では同じく体制整備確認書類の提出が規定されているが、特例法施行規則10条2項や特定適格消費者の認定監督に関するガイドラインでは「例えば」としても体制整備確認書類として議事録の提出は記載されていない。これは、業務計画書や体制整備書類等議事録以外の書類により特定認定の判断が可能と考えられているからである。

そのため、適格消費者団体の事務負担の軽減のためには、特定適格消費者団体と同様にそもそも議事録の提出を不要とすべきである。

(2) 消費者契約法施行規則12条3項、特例法施行規則14条3項について

① 意見の趣旨

賛成である。

② 意見の理由

軽微な変更があった場合においても届出をすることは適格消費者団体にとって事務負担増加の原因の一つである。そのため、届出が不要な軽微な変更事項の拡大には賛成である。

(3) 消費者契約法施行規則28条について

① 意見の趣旨

検討会等を経ず慎重な検討を行わないまま拙速に改正するものであり反対である。

② 意見の理由

適格消費者団体が相手方事業者に対して改善の申入れを行い、事業者が改善を行う場合には、消費者契約法41条に基づく請求及びこれに基づく改善のみならず、様々な段階、経緯、類型がある。

例えば、事業者が改善を図ったのは申入れ以前から改善を検討していたところ、改善時期が適格消費者団体から申入れが届いた後となったというケースが想定される。また、申入れ事項が多岐にわたり、その重要度、優先度に軽重がある場合で、改善事項の一部のみが申入れに対応しているというケースも想定される。また、付随する軽微な申入れ事項についての改善について

は事業者名を秘匿することで速やかに改善に応じたというケースも想定される。

このように、様々なケースが想定される場所、「相手方との間の協議が調ったと認められるもの」という規定は抽象的であり、どのようなケースが「協議が調った」こととなるのか不明確である。また、「協議が調った」との認定主体が消費者庁であると考えられるところ、規定が抽象的であるため、適格消費者団体の判断と消費者庁との判断とが異なることが想定される。そのため、適格消費者団体としては、どのようなケースが公表されるのか不明であり事業者との交渉時にも支障が生じるうえ、事業者にとっても想定外の事態となることも考えられる。

そのため、適格消費者団体が実際に行っている申入れと事業者の対応の状況等を十分に踏まえた上で、どのような場合、どのような内容を公表対象とするのか慎重に検討することが必要である。今回の改正案についてはその検討を経ていないため、反対せざるを得ない。

#### (4) 消費者契約法施行規則 30 条、特例法施行規則 24 条について

##### ① 意見の趣旨

電子メールにより情報提供申請を可能とすることには賛成であるが、電子署名及び電子証明書を必要とすることには反対である。

##### ② 意見の理由

現在、適格消費者団体が独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に対し P I O - N E T 情報（全国消費情報ネットワークシステムに蓄積された情報）の提供を受けるためには書類で申請しており、これを電子メールで可能とすることは手続が簡素化されるため事務負担軽減の点から賛成である。

しかし、電子署名及び電子証明書を必要とするのは手続が煩雑となり、新たな事務負担の原因となる。電子署名及び電子証明書を必要とする理由はなりすまし対策と考えられるが、書類での申請に際して印鑑証明書の添付は求められておらず、消費者庁に登録されている適格消費者団体の住所に P I O - N E T 情報を送付することでなりすまし対策が行われているものと考えられる。消費者契約法施行規則 7 条 1 号で適格消費者団体の電子メールアドレスは認定申請時に届けることとされており、この登録された電子メールアドレスを用いて申請と受信を行うことにより、書類での申請時と同様のなりすまし対策は可能である。

#### (5) 消費者契約法施行規則 31 条 1 項、特例法施行規則 25 条 1 項について

① 意見の趣旨

急増指標情報等のP I O-N E Tに蓄積された情報を利用して作成された統計その他の情報（以下「急増指標情報等」という。）の提供を受けられることには賛成であるが、当該情報の提供を受けるために「申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならないこと」には反対である。

② 意見の理由

適格消費者団体等が人的財政的に限られた資源を効率的に活用して消費者被害の防止、回復を図るためには申請時現在の急増指標情報等が必要である。資源を効率的に活用するためには、具体的な取引方法、取引内容、業界、業種が不明の段階において、どのような取引形態で、あるいは、どのような業界において被害情報が急増しているのかを把握することが必要となる。

消費者契約法施行規則31条に基づいて急増指標情報等の提供を受けるためには同法30条1項3号の「申請理由」が必要となり、同条2項において「申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならない」とこととされている。

この具体的な記載が求められる事実として取引方法、取引内容、業界等の記載が必要となれば、その時点で一定の制限された範囲の急増指標情報等しか提供を受けられなくなり、急増指標情報等の提供を求める目的が達成できない。

そのため、急増指標情報等については、申請を理由付ける事実等の記載は不要とした上で、一定時期に配信される急増指標情報等は適格消費者団体等にそのまま提供すべきである。

2 「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）」に対する意見

(1) 2（2）ウについて

① 意見の趣旨

活動実績に関する書類の簡素化について賛成である。

② 意見の理由

詳細な活動実績に関する書類の作成は適格消費者団体にとって多大な事務負担となっている。そのため、簡素化には賛成である。

(2) 2（3）ウについて

① 意見の趣旨

議事録を公開対象から除外したことには一定の評価はできるが、議事録の

提出を不要とすべきである。

② 意見の理由

議事録が公開対象であったことから、議事録の提出に際しては相手方事業者名等のマスキングを行う必要があり、適格消費者団体にとって多大な事務負担となっている。そのため、本改正により議事録が公開の対象外とすることにより当該事務負担は軽減されることとなる。したがって、現行規定に比して改善されるという点では賛成である。

しかし、そもそも議事録の提出は消費者契約法14条2項4号の体制整備確認書類として現行の「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」2(3)ウで「例えば」として記載されているにすぎない。さらに、特定適格消費者団体については、特例法66条2項4号では同じく体制整備確認書類の提出が規定されているが、同法施行規則10条2項や特定適格消費者の認定監督に関するガイドラインでは「例えば」としても体制整備確認書類として議事録の提出は記載されていない。これは、業務計画書や体制整備書類等議事録以外の書類により特定認定の判断が可能と考えられているからである。

そのため、適格消費者団体の事務負担の軽減のためには、特定適格消費者団体と同様にそもそも議事録の提出を不要とすべきである。

3 「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)」に対する意見(2(1)オについて)

(1) 意見の趣旨

活動実績に関する書類の簡素化については一定の評価はできるが、新たに概要書面を作成せずとも事業報告書で代替できるとすべきである。

(2) 意見の理由

詳細な活動実績に関する書類の作成は適格消費者団体にとって多大な事務負担となっており、適格消費者団体を母体とする特定適格消費者団体にとっても多大な事務負担となることが当然に想定されていた。そのため、現行規定に比して改善されるという点では評価できる。

しかし、特定適格消費者団体は適格消費者団体として消費者契約法31条1項により毎事業年度終了後に事業報告書の作成が義務づけられている。事業報告書とは別に新たに活動実績の概要書面を作成が必要となると新たな事務負担となる。

そのため、事業報告書をもって活動実績の概要書面に代替できることとすべ

きである。

以上